

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体（以下「事業実施団体」という。）が実施する地域課題の解決を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施団体が実施する、地域課題の解決を図るための事業であって、次に掲げる要件の全てに適合するものとする。

(1) 地域課題の解決を図ることができる取組又は活動（以下「取組等」という。）として、次に掲げるいずれかの取組等が当該事業の計画に定められていること。なお、従来の活動に必要な工夫や改善を行った新たな取組等であること。

ア 子育て支援のための取組等

イ 住民相互で助け合う共助型福祉の取組等

ウ 防災又は防犯のための取組等

エ 環境保全のための取組等

オ 地域を美化するための取組等

カ 地域産業の活性化のための取組等

キ 農村・都市交流を図るための取組等

ク 地域スポーツの振興のための取組等

ケ 地域文化の振興のための取組等

コ 伝統的な祭り、芸能その他の地域の行事の振興のための取組等

サ DV防止、児童虐待防止、性暴力被害の防止のための取組等

- シ 心と身体の健康づくりのための取組等
- ス 「生命の安全教育」推進のための取組等
- セ アからスまでに掲げるもののほか、地域課題の解決に資すると認められる取組等

(2) 前号アからセまでに掲げる取組等が当該事業の計画に基づき実施されることにより、男女共同参画の推進に係る次に掲げるいずれかの効果が見込まれること。

- ア 地域で主導的な役割を担うことができる人材の育成
- イ 地域の男女がともに実施する取組等への新たな参画
- ウ 男女共同参画に関する知識の習得・理解の促進
- エ 地域での事業実施団体の組織の充実または事業実施団体相互間の連携

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる団体が行う事業

- ア 特定の政治、宗教等に関わる団体
- イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
- エ 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に掲げる暴力団員等を構成員とする団体
- オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が不相当と認める団体

(2) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業

(3) 特定の政治、宗教等に関連した事業

(4) 事業効果に継続性が欠けると認められる事業

(対象団体の要件)

第3条 地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体（株式会社、有限会社等の営利を主たる目的とする団体を除く。）であって、次の要件を満たす団体を対象とする。

- ア 山梨県内に活動の拠点があり、かつ、山梨県内を中心に活動していること。
- イ 構成員が2人以上であること。
- ウ 定款・会則等が定められていること。
- エ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- オ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(補助対象経費と補助額)

第4条 第2条に規定する事業に対する対象経費と補助額は別表に掲げるとおりとする。ただし、補助回数は、1団体あたり2回までとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第5条 補助回数は、1団体あたり2回までとする。

(募集)

第6条 募集は、別に定める募集要領により行う。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業実施団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1）
- (2) 事業収支予算書（様式第1号の2）
- (3) 団体概要（様式第1号の3）

- (4) 団体目的等についての確認書（様式第1号の4）
- (5) 誓約書（様式第1号の5）
- (6) 口座振替依頼書（様式第2号）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

（調査）

第8条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について聴取等の調査を行うことができる。

（審査）

第9条 審査は、一次審査（書類等）及び二次審査（審査会）により行う。

2 審査会の審査方法については、別に定めるものとする。

（交付条件）

第10条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）及び中止・廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（交付決定通知）

第11条 知事は、第6条の交付申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知を行うものとする。

（実績報告）

第12条 事業実施団体は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の1）
- (2) 事業収支決算書（様式第4号の2）
- (3) 領収書等内訳一覧表（様式第4号の3）

(4) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定通知)

第13条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金交付方法)

第14条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

2 事業実施団体は、前項但し書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(書類の保管)

第16条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年10月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

対象事業名	対象経費	補助額	軽微な変更
男女共同参画団体活動促進事業	1 報償費（講師謝金等） 2 旅費（講師旅費等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費等） 4 役務費（通信運搬費、保険料等） 5 使用料及び賃借料等（会議室使用料等）	50 千円 ただし、対象経費の総額が 50 千円未満の場合は対象経費の総額とする。	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合

【対象経費の具体例】

- ・講師等の謝礼
- ・講師、事務局（団体構成員）の旅費
- ・消耗品費
- ・広報チラシ等の印刷製本費
- ・ホームページ作成委託料
- ・会場使用料
- ・仮設会場の光熱費や燃料費
- ・ボランティア保険料 など

※上記経費を振込により支払う場合に生じる振込手数料は除く。

なお、事業計画の内容に応じ、個別に県において審査する場合があります。